

会社紹介

弊社もお世話になっております、株式会社D-staff
<ディースタッフ>をご紹介します。

主に福岡市内・近郊を中心にさまざまな職種の人材を紹介している会社です。この人材不足の世の中でなくてはならない職業ですね。

まずは企業の方も休職中や転職を考えている方も登録することから始めてみてはいかがでしょうか？チラシと同梱していますので、ぜひご覧ください。

特長

(企業向け)

- ・紹介手数料は理論年収※の15%のみ！
※月例給与(賞与含まず)×12か月
- ・入社後も10日、1か月、3か月と入社された社員さんと連絡を取り、その状況報告をします。
- ・早期退職された場合には紹介手数料の返金ルールがあります。
(入社後1か月以内50%返金)

(求職者向け)

- ・就職に対する不安や疑問に対して適切にアドバイスいたします。
- ・効率的なお仕事探しができます。
- ・企業見学や面接など同社の社用車でご案内いたします。(県外の方で土地勘ない方でも安心です)
- ・幅広い年代、幅広い働き方に対応したお仕事が探せます。
- ・体験勤務ができます。
- ・就職後も相談窓口があります。

ホームページはこちら
<http://d4510.com/>

編集後記

今回は道路交通法の今年4月改正による企業の責任について主に情報提供させていただきました。この改正により従業員が会社の業務において飲酒運転を行い事故を起こした場合には、運転者本人のみならず事業者も被害者に対して賠償責任を負うようになりました。また安全運転管理者を選任している事業者はドライバーの目視およびアルコール検知器を使った酒気帯び確認が義務化されていきます。規制が厳しくなっており様々な業務が事業者者に課されており、その業務をどう効率よくやっていくかが課題です。当社におきましても希望者の方に安全運転管理者ハンドブックを差し上げますので、ぜひその一助にしてください。

当社サービスへの意見・ご要望、保険や事故(保険請求)についての疑問やご要望など何なりとお問合せください。それでは寒い日々が続きますがお身体にはご自愛いただけますようにお祈り申し上げます。

日本一親身で信頼のおける
保険代理店を目指して

保険のガイドへのご意見・ご要望
保険やお金に関するご相談は

おかげさまで
25th
anniversary
創業25年

保険のガイド



TEL 092-407-0344/FAX 092-407-0346

ホームページ <http://www.hoken-g.com/>

ホームページ右上の ▶お問い合わせ フォームもご利用ください

運営会社：株式会社 キュー・エス・エヌ

〒814-0002 福岡市早良区西新3丁目10番23号

中小企業・法人専門

保険のガイド

経済とお金のお役立ち情報

保険のガイド通信

vol.09

2023・正月号

本年もお世話になりました。
どうかお体をご自愛いただき
すこやかに新年を迎えられてください。



年末年始営業のご案内

みなさま本年も大変お世話になりました。
寒い日が続きますがどうかお体ご自愛いただき、すこやかに新年を迎えられることを心よりお祈り申し上げます。

休業日 2022 12/29(木)～2023 1/3(火)まで



Content

年末年始営業のご案内

道路交通法改正について

アルコールチェック義務化について

会社紹介コーナー

編集後記

道路交通法 2022年4月改正！ 飲酒運転の撲滅に最大限の努力を！

安全運転管理者に追加される業務

2022年
4月1日から

- ✓ 運転前後の運転者の状態を目視等で確認することにより、運転手の酒気帯びの有無を確認すること。
- ✓ 酒気帯びの有無について記録し、記録を1年間保存すること。

2022年
10月1日から
追加

- ✓ 運転者の酒気帯びの有無の確認を、アルコール検知器※を用いて行うこと
※呼気中のアルコールを検知し、その有無またはその濃度を警告音、警告灯、数値等により示す機能を有する機器
- ✓ アルコール検知器を常時有効に保持すること。

アルコール検知器を用いての実施義務化については延期されました。
「酒気帯び有無の確認」は引き続き必要となります。

安全運転管理者を選任する全ての事業者は、ドライバーの酒気帯び確認を行わなければなりません。

改正の背景

2021年6月、千葉県八街市で下校中の小学生5人が、飲酒運転のトラックにはねられ死傷した事故を受け、警察庁は飲酒運転防止対策の強化を目的に、安全運転管理者を選任する全ての事業者に対し、目視およびアルコール検知器を使用した酒気帯び確認をドライバーに対して運転前後に行うことを義務化しました。

問われる責任

この酒気帯び確認は義務であるため、安全運転管理者が酒気帯び確認業務を怠り、酒気帯びで正常な運転ができないおそれがある従業員に運転をさせた、または運転を黙認・容認していた場合、以下の責任が問われる可能性があります。

《刑事責任》

事業者の代表や社用車の運行を管理する部門の責任者は5年以下の懲役または100万円以下の罰金

《行政責任》

安全運転管理者の解任処分

新たな安全運転管理者を選任し、必要書類を警察署を経由して公安委員会に届出する手続きに時間を要するため、実質的に自動車を使用する業務が滞るおそれがあります。

《民事責任》

従業員が会社の業務において飲酒運転し事故を起こした場合、運転者だけでなく事業者も被害者に対して賠償責任を負います。

《社会的責任》

事故がマスコミに取り上げられ、会社の信用が失われ業績が悪化するおそれがあります。

検知器の製造及び普及が追い付かず事業者全体に行き渡らない事態となり当面のところ延期になりましたが4月1日に制定されたアルコールチェックの義務は適用されているため事業者の負担増は変わりません。そのうえでアルコール検知器による確認義務がいつ適用されてもいよいよ準備しておく必要はあり、その業務をどう効率よく行っていくのが課題です。

道交法改正でのしかかる企業の負担 白ナンバー事業者もアルコールチェックが義務化へ

AIG AIG損保

白ナンバー事業者もアルコールチェックが義務化へ 道交法改正でのしかかる企業の負担



重要ポイントを解説！

弁護士による解説！
Q アルコールチェッカーがあっても目視確認は必要ですか？
A はい、必要です。
交通事故を防ぐには、ドライバーの酒気帯び確認のほか正常に運転できるか体調等も確認することが重要であるため、安全運転管理者は目視・目視で確認しなければなりません。なお、安全運転管理者がその業務を怠り、職務違反となると、解任処分となり、新たな安全運転管理者を再任する必要があります。また、従業員が飲酒事故を起こしてしまうと、会社責任も問われるため、事業に大きな影響を与える可能性があります。そのため、会社としての体制づくりを徹底することが肝要です。

プロフィール
AIG損保 弁護士事務所 顧問・テレビの記者や番組の監修等、メディアからの依頼も多数行う。著書には、「中小企業のためのトラブルレス対応Q&A」(障害者雇用のハンドブック) (いづれも労働審判) などがあり、企業前に立った法律問題に注力している。

弁護士 谷川 聖治

アルコールチェック業務運用の手間とコストを軽減！

AIG損保は安全運転管理者の手間を軽減させるアプリをご紹介します。
AIG損保の自動車保険にご加入のお客さまには特別優待価格でご案内ができます。

日報&アルコールチェック記録アプリ

この「アプリ」は
社用車の運転日報と運転前後の飲酒の有無を、運転者がスマートフォンアプリに記録し、安全運転管理者がその状況をパソコン上で確認することで、双方が迅速ながら、効率的かつ継続的な業務運用を実現できます。また、道交法改正に即対応した最新バージョンにも対応。

アプリ活用における3つのメリット

- 1 早く運用
検査結果は運転者が入力(安全運転管理者の記録は不要)
- 2 かんたん管理
入力状況はPC上でチェック可能
- 3 低コスト
特別優待価格でご紹介!

アプリで利用のイメージ
酒気帯び確認 → 運転者がスマートフォンアプリに入力 → 安全運転管理者がパソコンで一覧管理

●日報&アルコールチェック記録アプリは、株式会社スマートビューのサービスです。ご購入にあたっては、お客さまと株式会社スマートビューで協議ご契約いただきます。

AIG損害保険株式会社

〒105-8602 東京都港区虎ノ門4-3-20
03-6848-8500
午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

https://www.aig.co.jp/sonpo

2A3-481 (22-22T01) 22-10 30K IDG

安全運転管理者選任が必要ない事業所でも
運転者の体調およびアルコールチェックはするべきでしょうね。

安全運転管理者
ハンドブック
差上げます!!

